

両立支援 行動計画

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 30年 1月 1日～平成 32年 12月 31日までの2年間
2. 内容

目標1：パートタイムの社員も、希望すれば育休取得を認め、復帰できる環境をととのえていく。

<対策>

- 平成 30年 3月 社員への通知による周知徹底

目標2：平成 30年3月から、男性社員も進んで育休取得が出来るようにする。

<対策>

- 平成 30年 3月 自社HPに掲載し、取りやすい環境作りをおこなう。